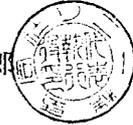


2020年10月30日

東京都港区港南一丁目7番1号

ソニー株式会社

代表執行役 吉田 憲一郎



東京都品川区大崎二丁目10番1号

ソニーホームエンタテインメント&

サウンドプロダクツ株式会社

代表取締役 高木 一郎



吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号、同法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に定める書面)

ソニー株式会社（以下「ソニー」といいます。）及びソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社（以下「SHES」といいます。）は、両社が2020年9月15日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年10月30日を効力発生日として、ソニーがその国内家電リサイクル法製造者等義務遂行管理事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務をSHESに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、同法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2020年10月30日
2. 吸収分割株式会社（ソニー）における各手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、ソニーにとって会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はございません。
 - (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - ア 会社法第785条の規定による手続の経過
本吸収分割は、ソニーにとって会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び第3項但書の規定により、該当事項はございません。
 - イ 会社法第787条の規定による手続の経過
ソニーには、会社法第787条第1項第2号及び第3項第2号に定める新株予約権は存在しないため、該当事項はございません。
 - ウ 会社法第789条の規定による手続の経過
ソニーは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年9月25日付で、債権



者に対して官報及び電子公告により公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定に基づき所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社 (SHES) における各手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

ア 会社法第 797 条の規定による手続の経過

SHES は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2020 年 9 月 30 日付で株主に対して通知を行いました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

イ 会社法第 799 条の規定による手続の経過

SHES は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 9 月 25 日付で、債権者に対して官報及び電子公告により公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社 (SHES) が吸収分割株式会社 (ソニー) から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

SHES は、本吸収分割の効力発生日である 2020 年 10 月 30 日をもって、ソニーの本事業に関する権利義務を承継しました。本吸収分割により SHES がソニーから承継した資産及び負債の額は、それぞれ金 223 百万円 (概算値) 及び金 0 百万円 (概算値) です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2020 年 10 月 30 日 (予定)

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

- ・ SHES は、本吸収分割に際して、本吸収分割契約に定めるところにより、ソニーに対して SHES の普通株式 2,231 株を交付しました。なお、本吸収分割により SHES の資本金及び準備金の額は、いずれも増加しておりません。
- ・ 本吸収分割は、ソニーにとって会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、ソニーは、本吸収分割契約について、株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行いました。
- ・ SHES は、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づき、本吸収分割契約について、2020 年 10 月 27 日付で株主総会の承認を得て本吸収分割を行いました。
- ・ ソニーは、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 (以下「労働契約承継法」といいます。) 第 7 条の規定に基づき、各事業場において同社労働者の過半数を代表する者と協議を行い、商法等の一部を改正する法律 (平成 12 年法律第 90 号) 附則第 5 条の規定に基づき、本事業に従事する労働者と協議を行いました。また、労働契約承継法第 2 条第 2 項の規定に基づき、労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いました。が、所定の期限日までに異議を申し出た労働者はありませんでした。

以上

